秋田県災害復旧サポート事業実施要領

（目的）

第１条　本事業は、異常な自然現象等により公共土木施設が被災した際、市町村からの要請に基づいて「災害復旧サポートチーム（以下「サポートチーム」という。)」を災害現地に派遣し、市町村が行う災害復旧活動の支援・助言をボランティア活動として行い、もって円滑な災害復旧事業の促進に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要領においてサポートチームとは、災害復旧制度を熟知し災害発生時等に市町村の求めに応じて速やかに現地に参集し、技術的助言等が可能な者として、一般財団法人秋田県建設・工業技術センター（以下「技術センター」という。）が、登録した秋田県災害復旧サポートエンジニア（以下「サポートエンジニア」という。）と技術センター職員により構成されたチームをいう。

（登録）

第３条　サポートエンジニアの登録を受けようとする者は、登録申請書（様式第１号）に必要書類を添えて、技術センター理事長あてに登録を申請するものとする。

２　サポートエンジニアの登録期間は３年間とし、再登録届（様式第２号）により、３年ごとに更新することができる。

３　技術センター理事長は、前項の登録申請が次の第４条に適合していると認めたときは、速やかに名簿に登録するとともに、申請者にその旨を通知し、「秋田県災害復旧サポートエンジニア証明書（以下「サポートエンジニア証明書」という。）を交付するものとする。

４　技術センター理事長は、サポートエンジニアが死亡又は登録抹消の申し出があったときは、登録を抹消するものとする。

（資格）

第４条　サポートエンジニアの登録を申請しようとする者は、次の要件を全て満たしている者とする。

（１）秋田県建設部の土木技術職員であった者

（２）災害発生時にボランティアとして、派遣要請先において活動可能な者

（３）原則７０歳未満の者とするが、７０歳以上であっても心身共に健康であり本人が希望する者

（活動）

第５条　サポートエンジニアは、市町村の要請に基づく派遣により、技術センター職員とともに、次に掲げる活動を行う。

（１）現地における災害調査に関する支援

（２）復旧工法に関する技術的助言

（３）災害復旧事業に関する支援

（４）被災情報の通報

（責務）

第６条　サポートエンジニアは、次に掲げる責務を有する。

（１）講習会の受講等、災害復旧に係る技術の研鑽等に努める。

（２）ボランティアとして活動し、いかなる個人又は団体の便宜を図らない。

（３）災害現地での活動概況をとりまとめ、速やかに技術センター理事長に報告する。

（派遣及び出動）

第７条　派遣要請市町村は、サポートエンジニアの派遣の要請を派遣要請書（様式第３号）により技術センター理事長に行うものとする。

2　技術センター理事長は、派遣要請があった地域や活動内容に照らし、サポートエンジニアの中から派遣することが適当と認められる者に出動の要請を出動要請書（様式第４号）により行うものとする。

3　出動要請のあったサポートエンジニアは、速やかに出動するものとし、出動時には支援活動に適した服装を着用するとともに、サポートエンジニア証明書、ヘルメットを携行するものとする。

（活動の開始及び完了）

第８条　サポートエンジニアの活動の開始と完了については、次のとおりとする。

（１）派遣先に到着後、派遣要請市町村と活動内容を確認し、活動を開始するものとする。

（２）活動が完了したときは、派遣要請市町村に連絡のうえ撤収するものとする。

（活動報告）

第９条　サポートエンジニアは、派遣先での活動完了後１週間以内に、活動報告書（様式第５号）及び、活動費用報告書（様式第６号）により活動内容を技術センター理事長に報告するものとする。

（事務局）

第１０条　本事業を円滑に運用するために、技術センター内に事務局を設置し、次の事務を行うものとする。

（１）サポートエンジニアの登録に関すること

（２）サポートエンジニアの派遣に関すること

（３）サポートエンジニアの活動の支援に関すること

（４）サポートエンジニアの研修等の実施に関すること

（５）サポートエンジニアの活動に要する費用（交通費、宿泊費等）に関すること

（６）派遣先市町村との連絡調整に関すること

（７）県建設部及び関係機関との連絡調整に関すること

（８）その他本事業を円滑に運用するために必要なこと

（派遣費用）

第１１条　技術センター理事長は、サポートエンジニアの派遣に要する費用（交通費、宿泊費等）を、活動費用報告書（様式第６号）に基づき支払うものとする。

（保険の加入）

第１２条　サポートエンジニアとして登録した者は、ボランティア保険に加入するものとし、この手続きは技術センターが行う。

２　ボランティア保険に要する費用は、技術センターが負担する。

（その他）

第１３条　本要領に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項は、技術センター理事長が別に定める。

（附則）

１　この要領は、令和２年７月８日から適用する。